

平成25年度 計算書類の注記

特定非営利活動法人 日本市民スポーツ海外交流協会

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
該当なし。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
該当なし。
- (3) 引当金の計上基準
該当なし。
- (4) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理
該当なし。
- (5) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業別損益の状況

女

(単位：円)

科目	講習会、セミナー、各種スポーツ教室の企画運営とその開催に関する事業	講師、指導者の派遣に関する事業	海外の国や州のみならず、各地域のスポーツクラブとの交流の支援事業	海外派遣のための企画・運営事業	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益							
1. 受取会費						241,000	241,000
2. 受取寄附金							0
3. 受取助成金等							0
4. 事業収益	840,000	714,220	218,858	2,467,102	4,240,180		4,240,180
5. その他収益			2,624		2,624	15,165	17,789
経常収益計	840,000	714,220	221,482	2,467,102	4,242,804	256,165	4,498,969
II 経常費用							
(1) 人件費							
給料手当							
退職給付費用							
福利厚生費							
人件費計	0	0	0	0	0	0	0
(2) その他経費							
消耗品費						13,247	13,247
会議費	102,200		189,953	2,625	294,778	179,360	474,138
旅費交通費			104,156	863,240	967,396	6,156	973,552
広告宣伝費			5,223	312,962	318,185		318,185
印紙代						1,800	
通信費	80		1,447	14,490	16,017	4,060	20,077
業務委託費	471,762			963,453	1,435,215		1,435,215
諸謝金	330,150	699,500	57,193		1,086,843		1,086,843
保険料	8,004				8,004		8,004
租税公課				142,100	142,100		142,100
支払手数料	210	840		210	1,260		1,260

ウェブサイトの維持費						13,915	13,915
為替差損							
雑費							
借入金返済						15,000	
その他経費計	912,406	700,340	357,972	2,299,080	4,269,798	233,538	4,503,336
経常費用計	912,406	700,340	357,972	2,299,080	4,269,798	233,538	4,503,336
当期経常増減額	△ 72,406	13,880	△ 136,490	168,022	△ 26,994	22,627	△ 4,367

3. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳

(単位：円)

内容	金額	算定方法

4. 用途等が制約された寄附金等の内訳

用途等が制約された寄附金等の内訳（正味財産の増減及び残高の状況）は以下の通りです。

当法人の正味財産は 円ですが、そのうち 円は、下記のように用途が特定されています。

したがって用途が制約されていない正味財産は 円です。

(単位：円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
合計	0	0	0	0	

5. 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
車両運搬具						
什器備品						
無形固定資産						
投資その他の資産						
敷金						
合計	0	0	0	0	0	0

6. 借入金を増減内訳

(単位：円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
合計	0	0	0	0

7. 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

(単位：円)

科目	計算書類に計上された金額	内役員及び近親者との取引
(活動計算書)		
活動計算書計		
(貸借対照表)		
未払金	15,000	15,000
貸借対照表計	15,000	15,000

8. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

特になし。